

葛巻町資格取得支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 本町への定住促進と安定した就労支援を行うとともに地域産業の振興を図り、もって町民の所得向上に努めるため、仕事や就職に役立つ資格又は免許（以下「資格等」という。）を取得した者に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により葛巻町資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労者 給与又は収入のために現に働いている者
- (2) 求職者 公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者
- (3) 内定者 葛巻町内への就労が内定している者
- (4) 事業所 葛巻町内に本社、本店又は支店若しくは事務所を有している事業所
- (5) 従業員等 事業主及び従業員であって、健康保険の被保険者である者

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各項すべてに該当する者または事業所とする。

2 就労者、求職者及び内定者が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 葛巻町内に住所を有する満18歳以上65歳未満の者。ただし、公務員を除く。
- (2) 就労のために資格等を取得した者
- (3) 市区町村に納付すべき税金等を滞納していない者
- (4) その他町長が特に認めた者

3 事業所が対象となる場合は、次の各号のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 前項の各号のいずれにも該当する者を有する事業所
- (2) 市区町村に納付すべき税金等を滞納していない事業所
- (3) 資格取得した従業員等の昇給または手当の支給等に努める事業所
- (4) その他町長が特に認めた事業所

(補助対象資格等)

第4条 補助の対象となる資格等は、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練の修了をもって取得する資格等で、当該年度内に取得したものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(申請の取下期日)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金を取り消すことができる。

- (1) 町長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、または申請について不正の行為を行ったとき
 - (2) この要綱の規定に違反したとき
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めたとき
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消され、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年4月1日以後に取得した資格等について適用する。

別表1 (第5条関係)

補助金交付対象者	対象経費	補助金の額	補助金の交付
就労者、求職者、 内定者	1 資格等の取得に係る受講料（教材費を含む。） 2 資格等の受験料（申請手数料を含む。）	補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、1人当たり1回5万円を超えない額とする。	当該年度につき2回を限度とする。
事業所	3 資格等の登録料（新規のものに限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、従業員等1人当たり1回5万円を超えない額とし、当該年度につき10万円を上限とする。	左欄に規定する上限の範囲内で複数回の交付ができるものとする。

別表2 (第8条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	葛巻町資格取得支援補助金交付申請書 1 身分を証明できるものの写し 2 資格等の取得が証明できる書類の写し 3 補助対象経費の内容が分かる書類の写し 4 就労者にあつては、事業所で働いていることが証明できる書類の写し 5 個人事業主にあつては、第三者証明に	第1号	1部	別に定める

	<p>よる就業申立書</p> <p>6 求職者にあつては、ハローワーク登録カードの写し</p> <p>7 内定者にあつては、葛巻町内への就労が内定していることが確認できる書類の写し</p> <p>8 事業所にあつては、交付対象となる従業員等が当該事業所で働いていることを証明できる書類の写し</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>			
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	<p>葛巻町資格取得支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 変更内容が分かる書類の写し</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p>	第2号	1部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	<p>葛巻町資格取得支援補助金交付請求書兼実績報告書</p> <p>1 資格等の取得が証明できる書類の写し</p> <p>2 補助対象経費の支出証拠書類の写し</p>	第3号	2部	別に定める